

第3期洲本市総合戦略

1 策定の趣旨

全国的な人口減少と東京一極集中に代表される大都市への人口移動を背景に、本市の人口も減少傾向で推移しており、令和2年には41,236人と過去20年間で11,000人程度の減少（減少率21.1%）となっています。

少子高齢化を伴いながら進展する人口の急激な減少は、地域における経済活動やコミュニティ活動などの活力を衰退させ、ひいては、本市における安定した生活・暮らしや都市運営そのものの持続可能性が危惧される状況を招きかねません。

こうした状況の中で、本市では令和2年3月に「洲本市人口ビジョン」を見直し、長期的な将来人口として令和42（2060）年において27,000人規模の人口を確保するという将来展望を掲げるとともに、その実現に向けた「新洲本市総合戦略」を策定し、さまざまな人口減少対策の取組を進めてきたところです。

この「新洲本市総合戦略」が令和4年度を計画最終年度としていることから、新たに「第3期洲本市総合戦略」を策定し、令和5年度からの人口減少対策の推進を図っていくものです。

2 「総合戦略」の位置づけ

（1）法的位置づけ

「第3期洲本市総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に規定された「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけられるものです。

〈まち・ひと・しごと創生法〉

第10条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

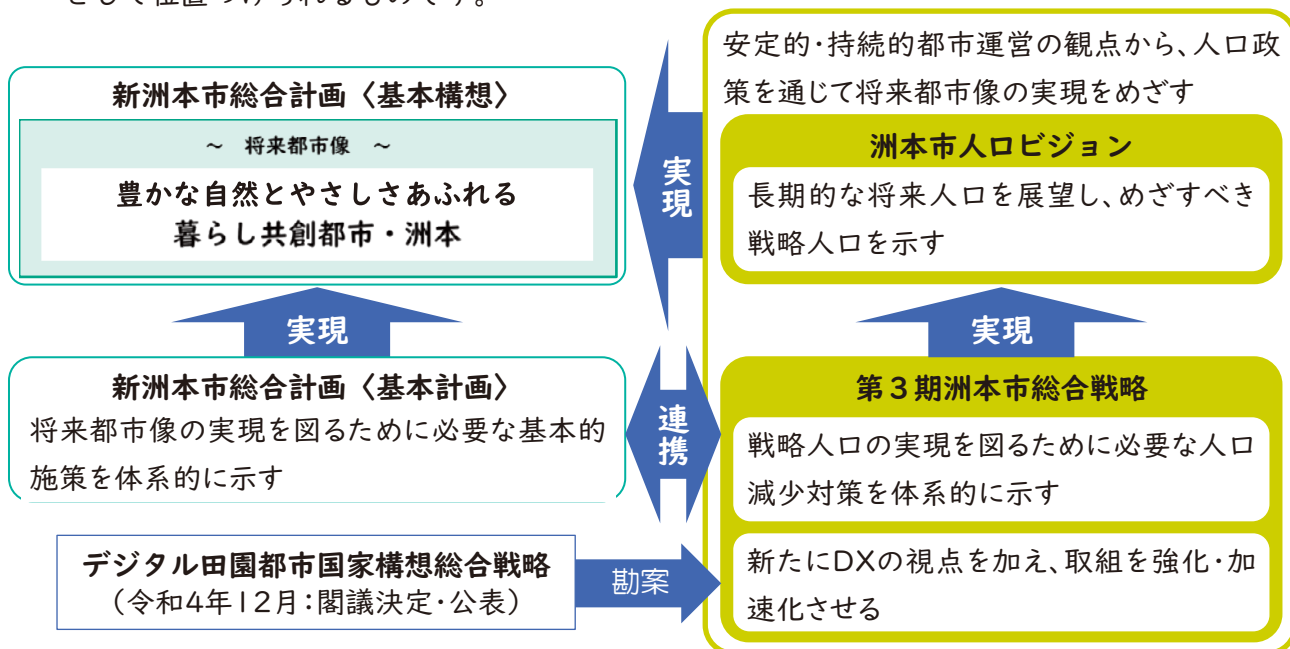
二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(2) 洲本市まちづくりにおける位置づけ

「第3期洲本市総合戦略」は、「洲本市人口ビジョン」の戦略人口の実現を通じて、本市のめざす将来都市像“豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本”の実現をめざす取組として位置づけられるものです。



また、国の動きとして、令和4年12月に、従来の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」として変更・閣議決定されたことを踏まえ、DXによる取組の強化・加速化を図っていきます。

3 計画期間

「第3期洲本市総合戦略」は、令和5年度から令和9年度までの5年間の計画期間とします。

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
洲本市	洲本市総合計画				新洲本市総合計画 (基本構想)								
					前期基本計画					後期基本計画			
	計画期間を揃え、計画書として一体化												
	〈第1期〉 洲本市総合戦略				〈第2期〉 新洲本市総合戦略				〈第3期〉 洲本市総合戦略				
兵庫県	第1期兵庫県地域創生総合戦略				第2期兵庫県地域創生総合戦略								
国	まち・ひと・しごと創生総合戦略				第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略								
	「まち・ひと・しごと創生法」第8条第6項の規定に基づき変更									デジタル田園都市国家構想総合戦略			